（災害対策室）

第五十四条　［略］

第六款　情報通信局

第五十五条～第六十条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十一条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十二条～第八十八条　［略］

第二款　科学警察研究所

第八十九条～第百七条　［略］

（附属鑑定所）

第百八条　［略］

2　附属鑑定所は、第九十九条第二号、第百条第二号、第百一条第二号及び第百二条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　略］

（法科学研修所）

第百九条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百十条～第百二十九条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百三十条　［略］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百三十一条　［略］

2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官二人を置く。

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百三十二条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百三十三条　［略］

（災害対策室）

第五十七条　［同上］

第六款　情報通信局

第五十八条～第六十三条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十四条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十五条～第九十一条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第二款　科学警察研究所

第九十二条～第百十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（附属鑑定所）

第百十一条　［同上］

2　附属鑑定所は、第百二条第二号、第百三条第二号、第百四条第二号及び第百五条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　同上］

（法科学研修所）

第百十二条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百十三条～第百三十二条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百三十三条　［同上］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百三十四条　［同上］

2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人及び災害対策官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官二人を置く。

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百三十五条　［同上］

（首席監察官及び監察官）

第百三十六条　［同上］